

ベースアップ評価料に伴う処遇改善への取り組みについて

当院では、国が定める診療報酬改定に基づき、医療現場で働くスタッフ(看護職員、看護補助者、その他医療従事者)の適切な賃上げ(処遇改善)を実施するため、以下の施設基準を厚生局へ届け出て算定しております。

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- ・ 入院ベースアップ評価料

これに伴い、患者様の診療費(窓口負担分)に一部ご負担が発生する場合がございます。なお、本評価料によって得られた診療報酬の収入は、すべて国が定めるルールに従い、対象となる医療従事者のベースアップ(基本給や毎月支払われる手当の引き上げ)の原資として全額を充当しております。

医療従事者が安心して質の高い医療を提供し続けられる環境づくりのため、ご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

一般名処方について

当院では、医薬品の安定供給において、患者様への円滑な薬剤のお渡しとお薬の選択肢を広げるため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬については、特定の医薬品名ではなく、有効成分の名称をベースにした「一般名処方」を行う場合がございます。

一般名処方により、特定の医薬品が不足した場合でも、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。なお、先発医薬品を強くご希望される場合は、選定療養(特別の料金)の対象となる場合がございます。

一般名処方の趣旨をご理解いただけますようお願い申し上げます。

令和8年6月
大久保病院 統括院長